

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
市民生活部 ・ 市民生活課 （高岡斎場、消費生活センター） ・ 共創まちづくり課 （多文化共生室、地区連絡センター） ・ 文化振興課 ・ 支所（伏木、戸出、中田、福岡） 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 5 年 4 月 5 日 ） 令和 5 年 4 月 26 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和 4 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 増加が懸念される無縁墓への対策をとるとともに、今後も二上霊苑及び福岡霊園の環境衛生保持に努められたい。

[市民生活課（高岡斎場、消費生活センター）]

イ 幅広い世代が地域活動に参加し、住民が主体的に地域課題に取り組み解決できるよう、引き続き、地域担当職員のモデル配置など様々な手法を試みながら、地域運営に対する支援に努められたい。

[共創まちづくり課（多文化共生室、地区連絡センター）]

ウ 引き続き市民が気軽に芸術・文化に触れられる場や機会を創出するとともに、市民が主体となった芸術文化活動の推進に取り組まれ、本市の文化力の向上に努められたい。

[文化振興課]

エ 市民にとって身近な窓口である各支所において、今後も地域住民の自主的な活動を促進させるよう努められたい。

[支所（伏木、戸出、中田、福岡）]